

# Human Rights

## 人権・同和教育だより

2025年度（1学期末号）

発行日：2025年7月18日

発行者：香川県立高松南高等学校

人権・同和教育部



### ◎「大島青松園を訪問して」（人権・同和教育主任 山岡良子）

梅雨明け10日後の7月8日に、大島青松園を訪問しました。高松港から官有船で20分、高松市庵治町沖に浮かぶ大島は、白砂青松の美しい島ですが、国の間違った隔離政策によってハンセン病患者が収容されたという場所でもあるのです。

今回の訪問では、まず入所者の野村宏さんから講話いただきました。昭和11年生まれのお米寿ですが、声はしっかりしてお話もわかりやすかったです。中学校卒業後から70年以上大島で過ごしてきた中でさまざまな体験を語ってくださいました。療養所と言っても名ばかりで、収容所と同じだったこと。700人ほどの患者を18人の看護師で世話していたが、無理なので軽症者が作業していたこと。野菜の栽培、豚の飼育、水汲み、食事の配膳からし尿作業までしていたこと。最も過酷だったのは、15日間連続泊まり込みで行う重症者の世話。「自分も病人なのに、なぜ病人の世話をしなければならないのか」と思ったが、そうしなければ療養所が維持できないので仕方がなかったとのこと。平成8年にらい予防法が廃止になり、それ以降高松の病院で治療や手術が可能になったことは本当に良かった、としみじみ語られたのが印象的でした。また、国賠訴訟の話もしてくださいました。

次に、平成29年に完成した社会交流会館の見学を行いました。学芸員の津谷さんから説明をうけながら、写真や展示物を見ていきました。ハンセン病は薬で治る病気です。施設には現在29人が入所していらっしゃいますが、皆さん何十年も前に完治しており、後遺症が残っているだけです。平均年齢87.7歳ということです。「ハンセン病だけが『元患者』と扱われ、他の病気では『元患者』とは言われない。普通に他の病気と同じようになるとよい」というお話が心に残りました。

昼食後、納骨堂やモニュメント「風の舞」、解剖台などを見学しました。差別や偏見のせいで亡くなくても家に帰れない人々のために、納骨堂が建てられています。家族や親戚が差別を受けまいと守るためにここに眠っているという話を聞き、隔離政策の影響の大きさを感じ取った一日でした。



### ◎1学期の人権・同和教育ロングホームルームの実践報告

#### 1年生の学習活動（学習課題：さまざまな差別） 主題「人権について ～お互いを尊重しあえる集団づくり～」

1年生は「お互いを尊重しあえる仲間づくり～こんなクラスにしたいな」というテーマでLHRを行いました。始めに人権とは何かについて考えた後、入学して3カ月たったクラスの現状を見つめ直し、今のクラスのいいところと気になることを出し合い、改めてどんなクラスにしたいかを話し合いました。グループで和やかに話し合うクラス、ロイロノートなどICTを活用するクラスなど、それぞれの方法で話し合いが行われ、多様な意見を出し合うことができました。出てきた意見からクラスの「スローガン」を決め、そのスローガンを実現するために一人一人にできることを考え、みんなが心地よく過ごすには、お互いの人権を尊重し思いやるのが大切であることも気づくことができました。

クラスで考えた「スローガン」とその実現のために「自分たちにできること」は模造紙にまとめ、文化祭の人権展の教室に掲示します。ぜひご覧ください。



#### 2年生の学習活動（学習課題：さまざまな差別） 主題「性の多様性とわたしたち ～共生社会の実現に向けて～」

2年生は、プラウド香川に所属する塩田章仁さんによる「自分らしく生きる」と題した講演を聴きました。塩田さんの生い立ちや体験に基づくLGBTQに関するお話は、多様性について考える貴重なきっかけとなりました。講演を通じて、「多様性」を知り、それを尊重することの大切さを学びました。講演後の生徒の感想には、「相手を傷つけないように言動に注意したい」「身近に

いるからこそ理解したい」といった声がありました。

今回のテーマはLGBTQでしたが、“多様性”という考え方はどんな場面にも当てはまるものです。これからの社会では、多様性がますます重視されていくと思われます。南高生には、どのような状況でも自分と異なる他者を理解し受け入れ、その人の心に寄り添い共感できる存在であってほしいと感じています。



### 3年生の学習活動(学習課題：同和問題)

#### 主題「同和問題の現状と課題(1)～進学・就職差別をなくすために～」

3年生は、進路を決定する大切な時期になってきています。今回は、進学・就職における差別選考につながる12項目とその理由や対応について学習しました。

模擬面接を展開しながら、なぜその面接内容が差別につながるのか考えながら話し合いを行いました。中には「どうして答えたらいけないのか。」「答えなければ面接で落とされてしまうかも。」と疑問や心配する場面もありましたが、配布されたパンフレット資料を見ながら確認していくことで、自信を持って「学校の指導でお答えできません」と答えることが差別をなくしていくことにつながるのだと理解できていました。

#### ※就職差別のおそれがある12項目の質問

- |                                   |                  |                     |           |        |              |
|-----------------------------------|------------------|---------------------|-----------|--------|--------------|
| 1. 本籍(戸籍謄本・抄本、住民票等の要求)            | 2. 家族の職業・続柄、身元調査 |                     |           |        |              |
| 3. 家族の地位・学歴・収入                    | 4. 家族の資産         | 5. 住居状況(部屋数・間取り・道順) |           |        |              |
| 6. 宗教                             | 7. 支持政党          | 8. 生活信条             | 9. 尊敬する人物 | 10. 思想 | 11. 生まれ育った場所 |
| 12. 生活環境に関する作文(生いたち、私の家族、父・母を語る等) |                  |                     |           |        |              |

## 特集



### ◎「自分の個人情報を守るために」(人権・同和教育部)

皆様は、「登録型本人通知制度」を知っていますか? 「登録型本人通知制度」とは、登録者の戸籍や住民票を誰か他の人に交付した場合に、その事実を知らせてくれる制度です。戸籍や住民票などからは、現住所や家族構成、年齢や本籍地などの個人情報を知ることができ、情報が悪用されれば、大変な人権侵害につながります。

実際に近年、調査会社の依頼を受けて戸籍や住民票の写しなどを大量に不正取得し、その情報を売買していた事件が発生しています。令和3年に発覚した不正取得事件(栃木県の行政書士が全国の探偵業等から依頼を受けて戸籍等を不正に取得していた事件)では、香川県でも6市3町で36件が取得されていました。不正取得された個人情報は、暴力団担当警察官への脅迫、交際相手や家族へのいやがらせなどにも悪用されました。その他にも本人が知らないうちに不正取得された個人情報が、結婚や就職の際の身元調査や高齢者世帯への詐欺、ストーカー行為などに悪用されることも考えられます。

「登録型本人通知制度」は、こうした不正取得を防止するために導入された制度です。この制度に登録することによって、自分の大切な個人情報が第三者に交付されたことを知ることができます。あらかじめ登録しておかなければ、交付した事実を通知してもらえません。登録は、無料・無期限です。皆様の住んでいる市役所・町役場で手続きができます。ちなみに、1年前に登録した際は、15分ほどで手続きが完了しました。自分の個人情報を守るため、そして自分自身の人権を守るための第一歩として、役所で手続きしてみたいかがでしょうか。

(左図は、高松市役所ホームページより拝借しました)

